

船橋市図書館ボランティア受入実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）第3条に規定する業務におけるボランティアの活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「ボランティア」とは、自発的な意志に基づき、その知識・技能・労力等を図書館において無償で提供する者又は団体をいう。

(活動時間及び活動場所)

第3条 活動時間は、原則として開館時間内とし、時間の拘束はしないものとする。

2 活動場所は、西図書館長（以下「西館長」という。）が指定した図書館及びその他の施設（以下「図書館等」という。）とする。

(活動内容)

第4条 ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

(1) 図書館資料の排架、書架の整理及び資料の修理等に関すること

- ア 図書館資料の排架及び書架の整理に関すること
- イ 図書館資料のリサイクルに関すること
- ウ 図書館資料の修理に関すること
- エ 書架の予約資料の出納
- オ 寄贈資料等の整理

(2) 図書館事業への協力に関すること

- ア イベント開催時の受付、案内等に関すること
- イ 事業の企画、運営に関すること
- ウ 図書館資料の展示に関すること

(3) 多文化サービスに関すること

- ア 外国語による通訳及び翻訳に関すること
- イ 外国語の資料の作成に関すること

(4) 障害者サービスに関すること

- ア 対面朗読に関すること
- イ ガイドヘルパーに関すること
- ウ 障害者向け資料の作成に関すること

- (5) 郷土資料室に関すること
 - ア レファレンスに関すること
 - イ 資料の整理、目録、史料集等の作成に関すること
- (6) 環境美化に関すること
 - ア 生け花・鉢物・工芸品等の展示による環境美化に関すること
- (7) その他西館長が必要と認めること

(申込)

第5条 ボランティア活動を希望する者（以下「希望者」という。）は、船橋市図書館ボランティア申込書（第1号様式）により、ボランティア活動を希望する団体（以下「団体」という。）は、船橋市図書館団体ボランティア申込書（第2号様式）により、西館長に申し込むものとする。

- 2 前項の申し込みをする時に18歳未満の者は、保護者の同意を得なければならない。

(登録)

第6条 西館長は、前条第1項の申し込みがあった場合は、希望者及び団体に登録している者が図書館等の仕事に関心を持ち、ボランティア活動を通して自己実現を図ろうという意欲と熱意があり、かつ、登録期間を通して継続的な活動が可能な中学生以上の者であり、次の各号の要件を満たすときは、ボランティアとして受け入れるものとする。ただし、西館長がボランティアとして適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第3号に掲げる活動を実施しようとする者は図書館業務で必要とする外国語に堪能な者であること
 - (2) 第4条第4号アに掲げる活動を実施しようとする者は、千葉県立図書館、点字図書館等が主催する朗読者養成講座を修了している者又は、図書館で対面朗読・録音図書作成の経験を有する者であること
 - (3) 第4条第6号アに掲げる物を展示しようとする者は、活動している図書館の館長が指定した形状や大きさの展示物の搬入、維持管理、撤去等を継続的に行うことができる者であること
- 2 西館長は、前項の受け入れをしたときは、船橋市図書館ボランティア登録台帳（第3号様式）に登録するとともに、船橋市図書館ボランティア登録証（第4号様式）を希望者又は団体に交付するものとする。
 - 3 登録期間は、原則として登録した日の属する年度の末日までとする。

(変更)

第7条 ボランティアは、次に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、船橋市図書館ボランティア登録変更届(第5号様式)により速やかに西館長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 連絡先
- (4) 活動内容
- (5) 団体名
- (6) 団体の代表者の氏名、住所、連絡先
- (7) 団体に登録している者

(名札の着用)

第8条 ボランティアが、図書館等において活動する際は、図書館のボランティアであることを示す名札を着用するものとする。

(遵守事項)

第9条 ボランティアは、その活動にあたっては職員の指示に従うとともに、別に定める船橋市図書館ボランティア留意事項を遵守するものとする。

(辞退及び許可の取消)

第10条 ボランティアは、自己の都合により、ボランティアの登録を辞退しようとするときは、西館長に船橋市図書館ボランティア辞退届(第6号様式)を提出し、船橋市図書館ボランティア登録証を西館長に返還するものとする。

2 西館長は、ボランティアが船橋市図書館ボランティア留意事項の趣旨に違反し、又は図書館等の業務に支障がある行為を行ったと認める場合は、登録を取り消すものとする。

3 ボランティアの辞退及び登録の取り消しにあたり、西館長はボランティアに対し、船橋市図書館ボランティア登録取消通知書(第7号様式)を発行するものとする。

(報告)

第11条 ボランティアは、ボランティア活動の内容を活動日誌(第8号様式)に記録し、活動している図書館の職員に報告するものとする。ただし、西館長が適当と認める場合は、この限りでない。

(免責)

第12条 第4条第6号アに掲げる展示物が汚損・破損・衰退し、損害等が生じても図書館はその責任を負わないものとする。

(担当者)

第13条 ボランティアとの連絡・調整を行うため、各図書館に担当者を置くものとする。

(委任)

第14条 この要項の定めるもののほか、ボランティアの活動に関し、必要な事項は館長会議で協議のうえ、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

(第1号様式)

船橋市図書館ボランティア申込書

船橋市西図書館長あて

年 月 日

(ふりがな) 氏名		年齢	歳
住所		連絡先	
職業			
活動内容 (○印)	1 図書館資料の排架、書架の整理及び資料の修理等に関すること 2 図書館事業への協力に関すること 3 多文化サービスに関すること(通訳、翻訳、資料作成) 言語名: 4 障害者サービスに関すること(対面朗読・ガイドヘルパー、資料作成) 5 郷土資料室に関すること(レファレンス、資料の整理) 6 環境美化に関すること 植物 (生け花・鉢物・その他) 工芸品等 () 7 その他 ()		
活動場所 (○印)	西図書館 ・ 中央図書館 ・ 東図書館 ・ 北図書館 ・ その他 ()		
活動 希望日	月 火 水 木 金 土 日 午前 午後		
ボランティア活動経験の有無(○印) 有 ・ 無			
有の場合	期間		
	活動場所		
	活動内容		
特技・資格等			
守秘義務の誓約	私は、活動上知り得た秘密について、活動中及び活動後においても他に漏らすことはいたしません。また、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、活動上知り得た個人情報の内容を不当な目的には利用いたしません。 署名 _____		
保護者の同意 (18歳未満)	私は上記の申込者が図書館等でボランティア活動をすることに同意します。 署名 _____		

(第2号様式)

船橋市図書館団体ボランティア申込書

船橋市西図書館長あて

年 月 日

(ふりがな) 団体名							
代表者	(ふりがな) 氏名						
	住所						
	連絡先						
	職業		年齢	歳			
活動内容 (○印)	1 図書館資料の排架、書架の整理及び資料の修理等に関すること 2 図書館事業への協力に関すること 3 多文化サービスに関すること(通訳、翻訳、資料作成) 言語名: 4 障害者サービスに関すること(対面朗読・ガイドヘルパー、資料作成) 5 郷土資料室に関すること(レファレンス、資料の整理) 6 環境美化に関すること 植物 (生け花・鉢物・その他) 工芸品等 () 7 その他 ()						
活動場所 (○印)	西図書館・中央図書館・東図書館・北図書館・その他()						
活動 希望日	月	火	水	木	金	土	日
	午前						
	午後						
ボランティア活動経験の有無(○印)		有 ・ 無					
守秘義務の誓約	我々は、活動上知り得た秘密について、活動中及び活動後においても他に漏らすことはいたしません。また、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、活動上知り得た個人情報の内容を不当な目的には利用いたしません。 代表者署名						

※ 団体登録者の名簿を添付すること。

※ 18歳未満の団体登録者については、保護者の同意に関する文書を添付すること。

(第4号様式)

船橋市図書館ボランティア登録証

年 月 日

登録番号	年度・第 号	氏 名 (団体名)	
住 所			
連絡先			
<p>上記の者(団体)は、船橋市図書館ボランティアとして登録したことを証します。</p> <p>なお、期間は 年 月 日までとします。</p> <p style="text-align: right;">船橋市西図書館長</p>			

(第5号様式)

船橋市図書館ボランティア登録変更届

船橋市西図書館長あて

住 所

氏 名
(団体名)

下記の通り変更がありましたので、届出をします。

年 月 日

登録番号			
変更があった事項	変更前	変更後	
氏名			
住所			
連絡先			
活動内容			
団体名			
団体の代表者の氏名			
団体の代表者の住所			
団体の代表者の連絡先			
団体に登録している者			
変更年月日		年	月 日

※ 団体の登録者の変更は名簿を添付すること。

※ 新たな団体登録者が18歳未満の場合は、保護者の同意に関する文書を添付すること。

(第6号様式)

船橋市図書館ボランティア辞退届

年 月 日

船橋市西図書館長 あて

登録番号

氏 名
(団 体 名)

下記の理由により船橋市図書館ボランティアとして活動が出来なくなりましたので辞退いたします。

記

1. 理 由

2. 活動中止日

年 月 日

(第7号様式)

船橋市図書館ボランティア登録取消通知書

年 月 日

登録番号	年度・第	号	氏名 (団体名)	
住 所				
電話番号				
<p>上記の者(団体)の船橋市図書館ボランティア登録の取消を通知します。</p> <p>なお、ボランティア登録証未返還の者(団体)は、ご返還ください。</p> <p style="text-align: right;">船橋市西図書館長</p>				

